

皆さまと株式会社アクロスをつなぐコミュニケーションマガジン

「ACROSS LETTER 第16号」をお届けします。

新しい年をスタートするにあたって、
 最近のアクロス事情を中心にお届けします。
 次号は春(4月)の予定です。



最近のアクロス事情

新年あけましておめでとうございます。

新春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。



さて、弊社は昨年7月に岡山へ事務所を、11月には東京事務所を開設いたしました。昨年は会社創設してから21期を迎え、大規模修繕工事の設計監理を業務としてまいりましたが、その間、ノウハウの蓄積と人材の育成に取り組んでまいりました。そこで弊社の今後の短期計画を協議検討した結果、社会貢献の意味も含めて、活動エリアを広く求めることにいたしました。今後とも、皆様のさらなるご指導ご鞭撻をいただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長 下門 杉廣



代表取締役副社長に就任しました。

昨年10月1日に、副社長に就任いたしました松本健一です。これまでの体験を生かし、微力ながら社業および社会の発展のために、誠心誠意職務に精励いたします。これからもご支援ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

代表取締役副社長 松本 健一



NPO法人岡山県マンション管理組合連合会 賛助会員に加盟しました。

株式会社アクロスは、**昨年の岡山事務所開設と共に、NPO法人岡山県マンション管理組合連合会の賛助会員に加盟しました。**

岡山県マンション管理組合連合会では、定期的にマンション維持管理・維持保全に関するセミナーを開催しており、管理組合様の日々の管理組合運営に少しでもお役に立てるよう活動しております。アクロスもその活動に刺激を受け、加盟を決意しました。

今現在は、アクロスとしての具体的な活動はまだありませんが、2020年は少しでも岡山の皆様にお役に立てるよう頑張ってお参ります。どうぞ宜しくお願いいたします。



最近の大規模修繕工事情

法定福利費を見込んで契約を。社会保険加入を求めましょう!

「法定福利」とは、建設現場で働く方がきっちりと社会保険に加入することを目的としたものです。管理組合様が施工会社と請負契約する際に法定福利費として必要経費を適正に考慮する必要があります。もしこれを含まない金額で契約を締結した場合は、法令の違反を誘発する恐れがあると同時に、管理組合様が建設業法第19条の3に違反する恐れがあるとなっております。ついでに、設計監理の立場より、**法定福利については必ず必要であるものとして、設計時点からその予算を見込んで管理組合様と協議**を行っております。

法定福利費分の事業資金を確保しましょう

見積金額に法定福利費が適切に計上されているか契約内容を確認する

発注者は法定福利費を見込んだ額で契約しなければならない。

(国土交通省から発注団体宛通知:平成24年9月13日)

法定福利費を支払わないと…

違反を助長

建設労働者の保険加入に必要な法定福利費を適切に計上せずに契約を結ぶ発注者は、**建設会社の未加入(=法令違反)を助長**します。

処分

原価未済の契約を禁じる建設業法の違反当事者にもなり、**公正取引委員会の処分**を受けるおそれがあります。

品質低下

適正な施工に必要な経費が不足するため、**工事品質の低下**にもつながります。

法定福利費を含まない額の契約

実際に使える金額

法定福利費の義務的支出

← 圧迫

建設業界では、行政・発注者・元請・下請などが一丸となって社会保険加入に取り組んでいます。

(国土交通省HP参照)

あとがき

挑戦を続けるアクロスは、新たに二つの事務所を開設することができました。東京オリンピックが開催される今年、新時代の幕開けとともに精進を重ね、さらに貢献できるアクロスを目指します。令和2年もどうぞよろしくお参り申し上げます。ACROSS LETTER発行人 下門・石川・横井・金本 info@across21c.co.jp

